

令和 6 年 1 2 月 1 7 日 (火)
午 前 1 0 時 ~
区 役 所 8 階 特 別 会 議 室

第 4 回 足立区パラスポーツ推進協議会 次第

1 前回協議事項の確認

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) アクションプランの「施策体系」の設定 | 資料 2 (9 ページ) |
| (2) アクションプランの「各施策と重点施策」の設定 | 資料 2 (11 ページ) |

2 アクションプランの「各事業詳細」の設定

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 事務局案の提示 | 資料 2 (15 ページ) |
|-------------|---------------|

3 その他

- (1) パラスポーツミーティングの開催について
- (2) リタ氏の 3 月来日予定

4 次回日程について

足立区パラスポーツ推進協議会 委員名簿（令和6年4月1日）

資料1

	区分	氏名	所属・役職
1	学識委員	盆子原 秀 三	SBC東京医療大学 教授
2		藤 後 悦 子	東京未来大学 教授
3		植 松 隼 人	サインフットボールしながわ スクール代表
4		安 岡 由 恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会 国際部ムーブメント推進課長
5	関係団体 (五十音順)	飯ヶ谷 美 恵	総合型地域クラブ興本倶楽部 クラブマネジャー
6		鵜 沢 勝	ADISC 代表
7		加 藤 仁 志	足立区ろう者協会 会長
8		蔵 津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
9		桑 原 芳 枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
10		小金井 寛	総合型地域クラブKITクラブ21 会長
11		齋 藤 安 江	NPO法人つばさの会 理事長
12		佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
13		鈴 木 常 義	東京都立足立特別支援学校 校長
14		照 井 智 幸	社会福祉法人あいのわ福祉会神明障がい福祉施設 総合施設長
15		戸 部 明 男	足立区視力障害者福祉協会 会長
16		中 島 進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
17		中 村 一 昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
18		中 山 小夜子	公益財団法人足立区スポーツ協会 副会長
19		西 方 雅 良	総合型地域クラブNACKクラブ クラブマネジャー
20		羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会 会長
21		原 則 子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ(サウンドテーブルテニス)部長
22		永 島 崇 子	東京都立花畑学園 校長
23		森 澤 美 穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
24	区職員	依 田 保	地域のちから推進部長
25		千ヶ崎 嘉 彦	福祉部長
26		馬 場 優 子	衛生部長



足立区パラスポーツアクションプラン (案)

足立区 地域のちから推進部
生涯学習支援室 スポーツ振興課
【令和6年12月作成】

目次（案）

第1章 アクションプランの考え方

1	位置づけ	・・・ 1
2	パラスポーツの定義	・・・ 2
3	目指す将来の姿	・・・ 2
4	計画期間	・・・ 3
5	進捗管理と見直し	・・・ 3
6	推進体制	・・・ 4

第2章 現状と課題

1	これまでと現在の取り組み	・・・ 7
2	課題と要因	・・・ 8

第3章 施策展開

1	施策体系	・・・ 9
2	各施策	・・・ 11
3	各事業詳細【第4回協議会 協議事項】	・・・ 15

第4章 資料編

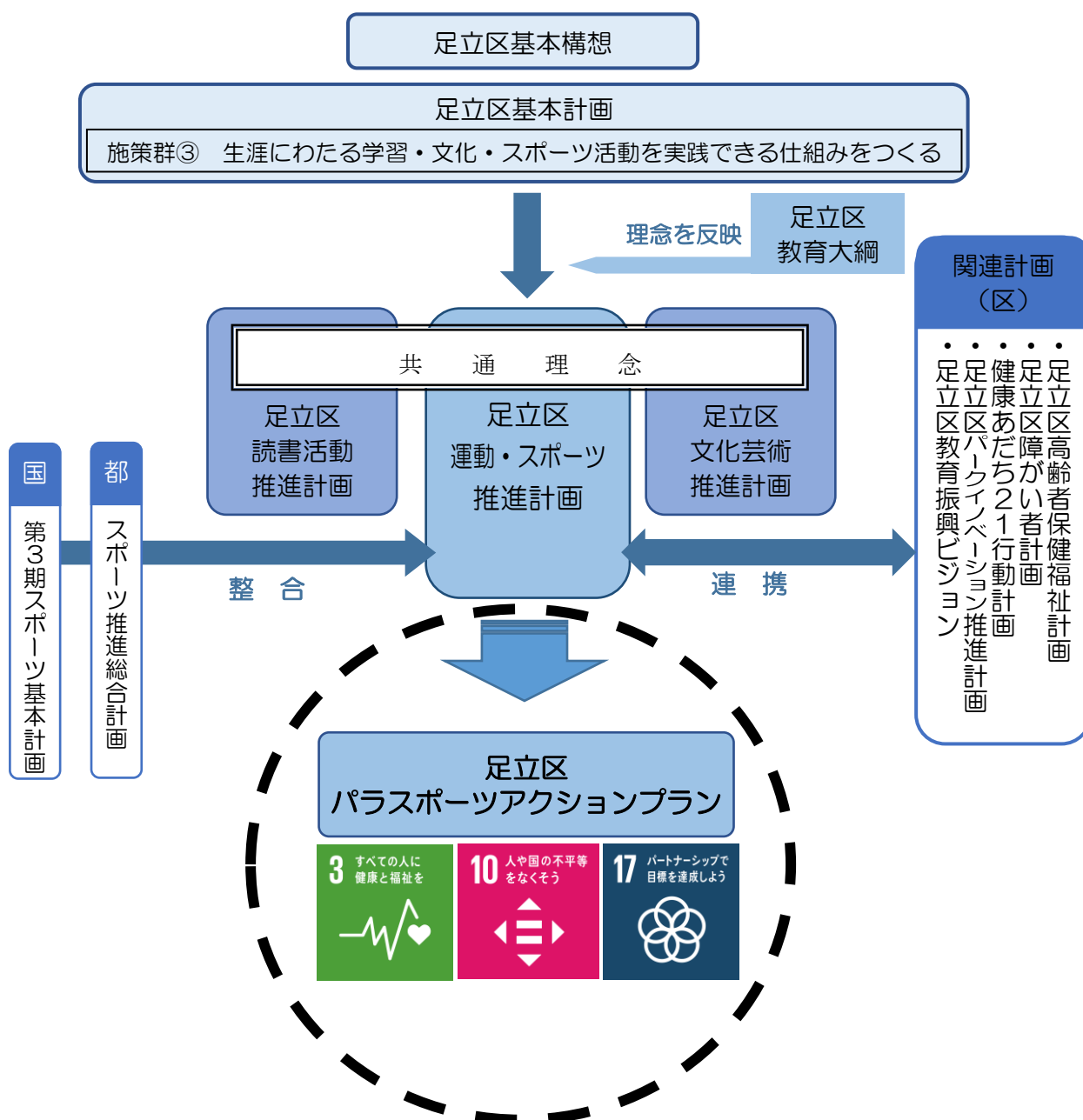
1	関係法令	・・・
2	関連する国の動向	・・・
3	区のスポーツ施設	・・・
4	アクションプラン策定の経緯	・・・
5	アクションプラン策定に向けての調査事項	・・・
6	用語解説	・・・

第1章 アクションプランの考え方

1 位置づけ

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的に取り組んでいきます。

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、「足立区基本計画」に示したSDGs 17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。



第1章 アクションプランの考え方

2 パラスポーツの定義

本アクションプランでは、パラスポーツを下記のとおり定義します。

- (1) 一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ
 - (2) 障がいのある人のために考案されたスポーツ
 - (3) 障がいの有無に関わらず共に楽しめるスポーツ
(障がいのある人もない人も共に実践して楽しめるスポーツとして発展していく可能性を秘めているスポーツ)
- (出典：公益財団法人日本パラスポーツ協会「2030年ビジョン」)

【参考】

競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。(出典：文部科学省 第3期スポーツ基本計画)

3 目指す将来の姿

パラスポーツアクションプランの実践により、以下の目標が達成されている共生社会の実現をめざします。

- (1) 誰もがパラスポーツを楽しんでいる。
- (2) パラスポーツを行う場が整っている。
- (3) パラスポーツを支援する人材が確保されている。
- (4) 様々な主体が連携し、パラスポーツ活動を推進している。
- (5) パラスポーツの普及を通じて障がいのある方への理解が広がっている。

第1章 アクションプランの考え方

4 計画期間

上位計画である足立運動・スポーツ推進計画の計画期間に合わせて、令和7年度から令和8年度の2年間を計画期間として、障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。

	5	6	7	8	9
足立区基本構想 ※30年後を見据えて策定					
足立区基本計画					
足立区文化芸術推進計画					
足立区読書活動推進計画					
足立区運動・スポーツ推進計画					
足立区パラスポーツアクションプラン					

5 進捗管理と見直し

(1) 進捗管理

区、スポーツ関係団体、福祉事業者等が年に1回活動状況を報告し合い、パラスポーツ推進協議会で本プランの進捗管理を行います。

(2) 見直し

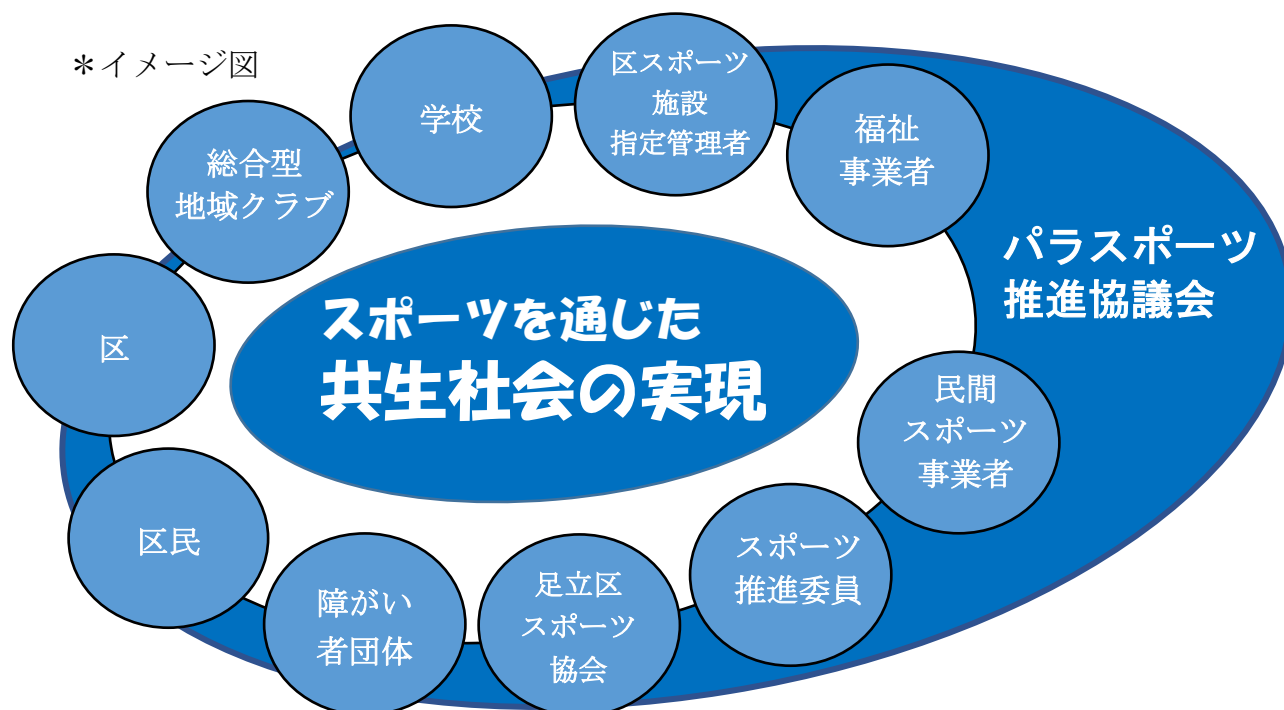
令和8年度に「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しを行うため、本アクションプランも同年に見直します。

令和8年度以降については、上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しに合わせて、4年に1度「事業内容」「重点事業」「目標値」などの施策の見直しを行います。

第1章 アクションプランの考え方

6 推進体制

アクションプランの推進にあたっては、障がい特性に応じた運動・スポーツとのかかわりを踏まえつつ、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。各主体の各々の役割は以下のとおりです。



パラスポーツ推進協議会

ア 障がい福祉分野の方や地域の運動・スポーツを支える団体の方、障がい当事者、学識経験者などが専門的知識を持ち寄り、障がいのある方が運動・スポーツをより楽しめる方策を協議し、アクションプランの目指す将来の姿の実現に向けて施策を推進

区

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことのできる機会の提供

イ 運動・スポーツに取り組める場づくり、運動・スポーツをささえる人材の育成

ウ パラスポーツ推進協議会の運営を通し、パラスポーツ活動の体制を構築・推進

第1章 アクションプランの考え方

区民

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを楽しむ中で、障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に寄与

【参考】

障害者基本法第8条では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨定めている。（内閣府：平成29年版 障害者白書より）

公益財団法人足立区スポーツ協会

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、様々な方が幅広くスポーツに取り組む機会を得られるよう加盟団体への普及啓発

スポーツ推進委員

- ア 様々なパラスポーツの競技内容を理解し体験会等を実施
- イ 初級パラスポーツ指導員資格を取得し、障がい児・者スポーツの活動支援

総合型地域クラブ

- ア パラスポーツの普及啓発のためパラスポーツを実施する機会づくり
- イ 障がいのある方及びパラスポーツの理解を深め、障がいのある方が一緒にスポーツを楽しめる機会の提供

学校

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、地域住民等と交流する機会づくり
- イ 障がいのある方が楽しめるスポーツの情報を保護者等への発信

指定管理者・民間スポーツ事業者

- ア 障がいのある方がスポーツをできる場の提供
- イ 活動により得た知見を各主体に提供し、障がいのある方がスポーツに取り組むための指導員育成

第1章 アクションプランの考え方

福祉事業者

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、各主体との交流や連携できるような機会づくり
- イ 他の主体から得たスポーツに関する情報を障がい者の家族等へ発信

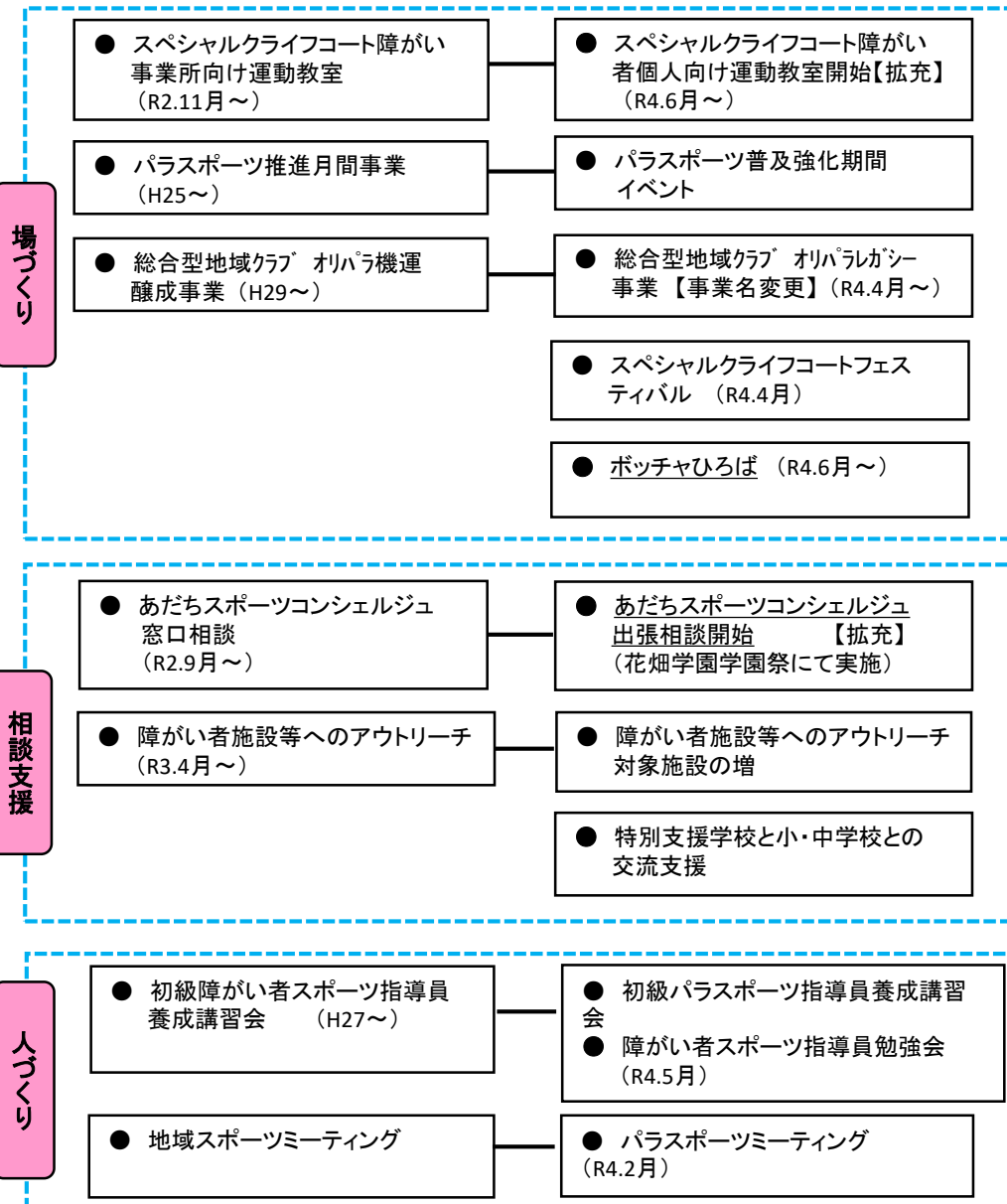
障がい者団体

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、障がいに関する情報を他の主体と共有
- イ 他の主体から得たスポーツに関する情報を会員等へ発信

第2章 現状と課題

1 これまでと現在の取り組み

【令和4年度まで】



【令和5年度】

I パラスポーツの「場」や「機会」の創出

- **障がい者のスポーツ体験・教室・イベント** 【拡充】
 - ＜ボッチャひろば・ライフル教室 年14回実施＞
 - ＜スペシャルライフコート障がい事業所向け運動教室 年24回実施＞
 - ＜スペシャルライフコート障がい者向け運動教室 年20回実施＞
 - ＜スペシャルライフコートフェスティバル 年1回実施＞
- 障がい者施設等へのアウトリーチ(出前スポーツ体験)
- **受け皿となる民間スポーツ事業所の情報収集** 【新規】

II パラスポーツの支援制度の充実

- **障がい者スポーツ活動助成制度** 【新規】
 - ＜助成金支給 年300件対応＞
- あだちスポーツコンシェルジュ
 - ＜窓口相談 年60件＞

III スポーツを通じた障がい者理解の推進

- **学校訪問型パラスポーツ体験事業** 【新規】
 - ＜年70回実施＞
- 区内特別支援学校と小・中学校との交流支援
 - ＜施設や物品の貸出・人材の紹介＞
- パラスポーツ普及事業
 - ＜イベントでのPR活動＞
 - ＜パラスポーツ推進月間事業＞
 - ＜総合型地域クラブオリパラレガシー事業＞
- パラスポーツ指導員・ボランティアの育成
 - ＜初級パラスポーツ指導員講習会 年1回実施＞
 - ＜パラスポーツ指導員勉強会 年1回実施＞

IV パラスポーツの推進体制の構築

- **パラスポーツアクションプランの策定着手** 【新規】
- **パラスポーツ推進協議会の立ち上げ** 【新規】

第2章 現状と課題

2 課題と要因

(1) 課題（週1回以上運動・スポーツを行っている方の割合）

足立区 全体	足立区 障がい者	全国 障がい者	東京都 障がい者
35.2%	23.6%	30.9%	35.2%
11.6ポイント低い		7.3ポイント低い	

障がい者向けのアンケートでは、週1回以上運動・スポーツをしている方の割合が足立区全体と比較して11.6ポイントも低い。また、全国の障がい者向けのアンケートと比較しても、足立区の障がい者の運動・スポーツの実施率は7.3ポイント低い。

(2) 要因（現在、運動・スポーツを行っていない理由）

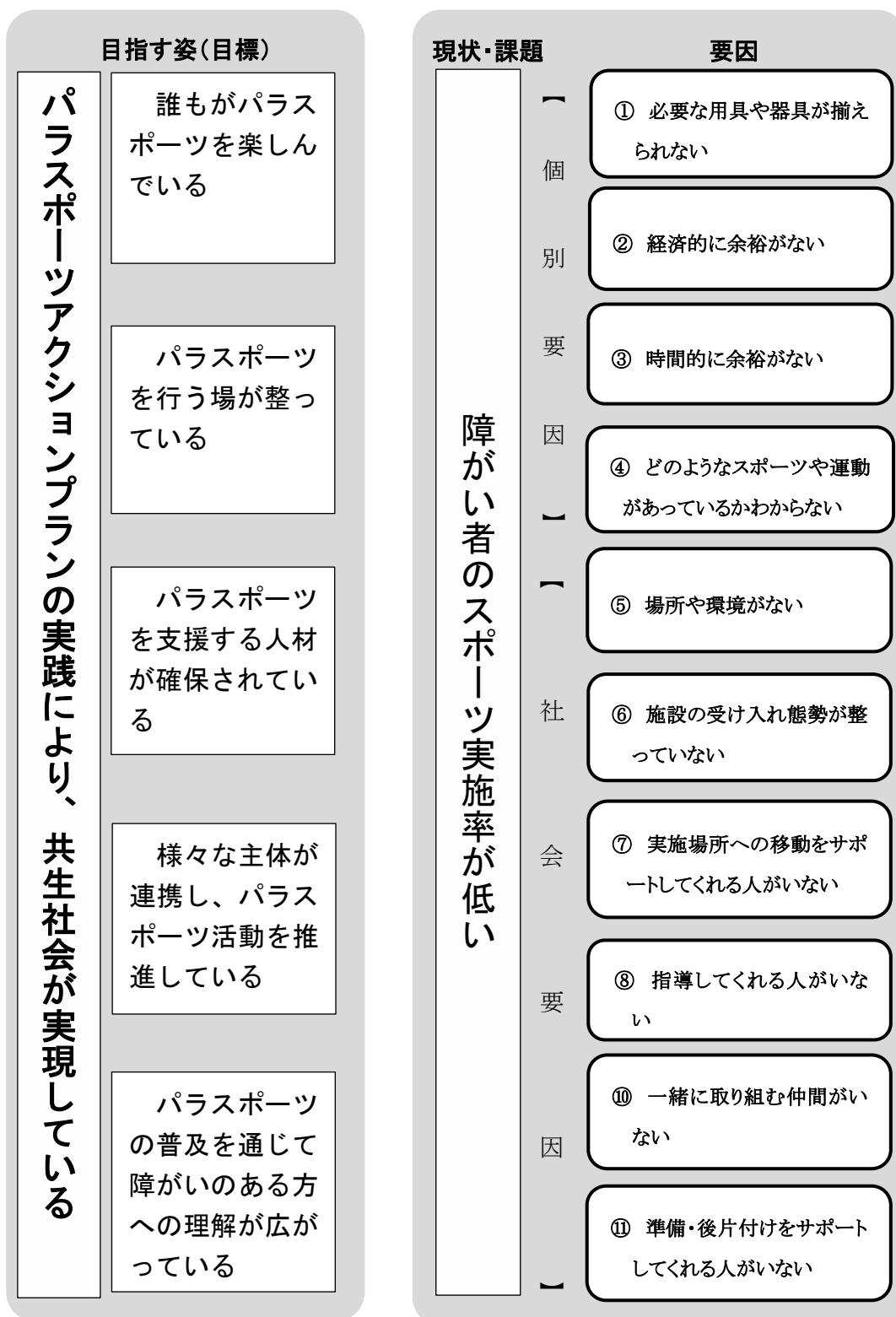
「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査（令和5年1月実施）」から抜粋（資料●参照）

アンケート内容	割合
運動やスポーツをしたいと思わない・好きではない	22.1%
体を動かすことが得意ではない	18.9%
経済的に余裕がない	14.4%
どのような運動やスポーツがあっているかわからない	14.1%
場所や環境がない	13.7%
一緒に取り組む仲間がいない	13.7%
時間的に余裕がない	10.5%
病気や障がいのため	6.2%
医師から止められている	5.3%
指導してくれる人がいない	5.3%
移動や準備・後片付けをサポートしてくれる人がいない	4.4%
施設の受入体制が整っていない	3.5%
必要な用品や器具がそろえられない	3.4%
その他	22.8%

運動・スポーツに関心があっても、何かしらの社会的障壁により実施できていない方が多い。

第3章 施策展開

1 施策体系



第3章 施策展開

1 施策体系

施策の柱	施策	主な事業（各事業の詳細はP15参照）
I パラスポーツ 推進体制の構築	1 情報共有・連絡・ 連携体制の構築 2 行動計画の作成	1 情報共有・連絡・連携体制の構築 ① パラスポーツ推進協議会の運営 ② パラスポーツミーティング ③ 各活動主体別の情報連携体制の構築（新規） 2 行動計画の作成 ① パラスポーツアクションプランの策定
II 障がいのある 方へのパラスポ ーツの「場」や 「機会」の拡充	1 施設（ハード 面）整備 2 サークル活動 （ソフト面）の実 施（クラブチーム や民間スポーツク ラブなど） 3 体験会、教室、 イベントの実施	1 施設（ハード面）整備 ① 既存施設改修時のユニバーサルデザイン導入 ② スペシャルクライフコートの維持管理 2 サークル活動（ソフト面）の実施 ① スペシャルクライフコートの団体利用 ② 障がいに理解のあるサークル等の区ホーム ページの紹介（新規） 3 体験会、教室、イベント ① スペシャルクライフコートフェスティバル ② パラスポーツ体験会 ③ 障がいのある方の運動・スポーツ教室
III 障がいのある 方へのパラスポ ーツ支援の充実	1 障がいのある方 への活動支援 2 支援人材の育成	1 障がいのある方への活動支援 ① あだちスポーツコンシェルジュ ② 障がい者スポーツ活動助成制度 ③ 障がいのある方への移動サポート制度 <u>* 今後、協議会で検討します。</u> 2 支援人材の育成 ① 初級パラスポーツ指導員講習会
IV 健常者へのパ ラスポーツの普 及を通じた障が い者理解促進	1 体験会、イベン トの実施 2 学習機会の提供	1 体験会・イベント ① スペシャルクライフコートフェスティバル ② パラスポーツ体験会 ③ 総合型地域クラブ オリパラレガシー事業 2 学習機会の提供 ① 学校訪問型パラスポーツ体験事業

* 主な事業のうち、障がいの有無に関係なく参加可能な事業は、複数の施策の柱に該当するため、重複記載しています。

【障がい者理解促進】「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要。（内閣府、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の概要より引用）

第3章 施策展開

2 各施策

【施策の柱Ⅰ】 パラスポーツ推進体制の構築

アクションプランの推進にあたっては、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。

1 情報共有・連絡・連携体制の構築 ★重要施策★

様々な立場の人が知見や意見を共有し、施策に反映する必要があります。また課題解決に向けて地域の各主体が連携し、パラスポーツの普及施策を実践することが共生社会の実現には必要不可欠あり、その体制を構築することが重要です。

主な事業

- ア パラスポーツ推進協議会の運営
- イ パラスポーツミーティング
- ウ 各活動主体別の情報連絡体制の構築（新規）

2 行動計画の作成

今後さらにパラスポーツを普及するためには、機会の提供や活動支援等の施策を体系化し、継続的かつ効果的に実施していく必要があります。策定した計画は、その進捗を管理するとともに、定期的に見直します。

主な事業

- ア パラスポーツアクションプランの策定、進捗管理及び見直し

第3章 施策展開

【施策の柱Ⅱ】障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充

障がいのある方が運動・スポーツを行うためには、利用に適した設備と継続的に活動するためのサークルや教室が必要です。

また、障がいのある方に運動・スポーツの楽しさに「気づく」きっかけとなる機会を提供し、運動・スポーツの継続的な活動につなげる必要があります。

1 施設（ハード面）の整備

障がいのある方が安心・安全に活動できるように、既存施設の整備を推進します。具体的には、段差解消、使いやすいトイレやロッカールームの整備、案内番等の表示サインの変更、音声案内、駐車スペースの確保など、どなたでも利用できる施設を目指していきます。

主な事業

- ア 既存施設へのユニバーサルデザイン導入（改修時もしくは随時）（新規）
- イ スペシャルクライフコートの点検及び保守

2 サークル活動（ソフト面）の実施 ★重点施策★

障がいのある方の運動・スポーツ実施率が低い要因の一つとして、共に楽しむ仲間を見つけるのが困難であるという点が挙げられます。

区内の障がいに理解のあるサークル等の実態を把握し、多くの障がいのある方が身近な場所のサークル活動に参加できるようにします。

主な事業

- ア スペシャルクライフコート登録団体の利用促進
- イ 障がいに理解のあるサークル等の区ホームページの紹介（新規）

3 体験会、教室、イベントの実施

障がいのある方が運動・スポーツの楽しさに気づき、継続的な活動のきっかけとなる機会を提供します。障がいの種類や程度に関わらず、安心して参加できる運動・スポーツの体験会や教室を実施します。

主な事業

- ア スペシャルクライフコートフェスティバル
- イ パラスポーツ体験会
- ウ 障がいのある方の運動・スポーツ教室

第3章 施策展開

【施策の柱Ⅲ】障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実

障がいのある方のスポーツ実施率が低い要因として、必要な支援が得られないことが挙げられています。障がいのある方が、やりたい運動・スポーツをあきらめることがないように、支援体制を充実させていきます。

障がいのある方を支える活動の輪が広がることは、共生社会の実現に近づくものといえます。

1 障がいのある方への活動支援

障がいのある方の運動・スポーツ活動の開始や継続に必要な支援を行います。

障害者総合支援法に基づく移動サポートに関する制度はありますが、利用時間に制限があるため、運動・スポーツ活動の実施のために移動サポートが必要な方に対する支援制度を検討します。

主な事業

- ア あだちスポーツコンシェルジュ
- イ 障がい者スポーツ活動助成制度
- ウ 障がいのある方への移動サポート制度（協議会で検討）

2 支援人材の育成

障がいのある方に運動・スポーツの楽しさを伝えるために必要な基礎知識や技術を習得できる講習会を開催します。講習受講者は、地域で障がいのある方の運動・スポーツを支える人材として活動します。また、各体験会やイベント等でパラスポーツの指導を行い、指導スキルの向上を図ります。

主な事業

- ア 初級パラスポーツ指導員養成講習会

第3章 施策展開

【施策の柱Ⅳ】 健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進

パラスポーツは、一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫されたスポーツであり、障がいのある人のために考案されたスポーツです。パラスポーツを多様な人が一緒に楽しむことで、健常者への障がい者理解を深める効果が期待されます。

1 体験会、イベントの実施

障がいの有無に関わらず一緒に楽しめるパラスポーツに触れる機会を提供します。より多くの方に、様々なパラスポーツを知ってもらうために、年間を通じて気軽に参加できる体験会やイベント等を実施します。

主な事業

- ア スペシャルクライフコートフェスティバル
- イ パラスポーツ体験会
- ウ 総合型地域クラブ オリパラレガシー事業

2 学習機会の提供

パラスポーツを通じて、障がいのある方の立場や日常生活の障壁について知る機会を作ります。特に児童が将来の共生社会実現の担い手となっていくことを目指して、学習機会を提供します。

主な事業

- ア 学校訪問型パラスポーツ体験事業

第3章 施策展開

3 各事業詳細 【第4回 協議事項】

(1) 区、指定管理者、スポーツ推進委員、総合型地域クラブの事業を掲載

(2) 区主催事業のみ活動指標、目標値を設定

柱Ⅰ 【パラスポーツ推進体制の構築】

施策1 【情報共有・連絡・連携体制の構築】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	パラスポーツ推進協議会の運営	スポーツ振興課	様々な立場の人の意見を共有して、パラスポーツの推進の具体的な施策を定めたパラスポーツアクションプランの作成、進捗管理、見直しを行う。
2	パラスポーツミーティング	スポーツ振興課	パラスポーツ関係者、障がい福祉関係者が集い意見交換を行う。 開催ごとにテーマを設定し意見交換を行い、様々な関係者が顔の見える関係性を構築する。
3	各活動主体別の情報連絡体制の構築（新規）	新規事業につき、取組内容検討中	

第3章 施策展開

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
実施回数	会議開催回数	年4回	年4回	年4回
参加者数	ミーティング に参加した延 べ人数	R6年12月現在 未実施	80人	80人
新規事業につき、取組内容検討中				

第3章 施策展開

柱Ⅰ 【パラスポーツ推進体制の構築】

施策2 【行動計画の作成】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	パラスポーツアクションプランの策定、進捗管理及び見直し	スポーツ振興課	パラスポーツを推進するための具体的な行動計画。「目標の設定」「現状と課題」「具体的な施策」等について定める。 足立区運動・スポーツ計画の見直しに合わせて、4年に1度見直しを行う。

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策1 【施設（ハード面）の整備】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	既存施設へのユニバーサルデザイン導入（改修時もしくは随時）（新規）	スポーツ振興課	新規事業につき、取組内容検討中
2	スペシャルクライフコートの点検及び保守（新規）	スポーツ振興課	スペシャルクライフコートの異常箇所を早期に発見し、利用者が安全に運動・スポーツできる場を維持する。

第3章 施策展開

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策2 【サークル活動（ソフト面）の実施】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルライフコート登録団体の利用促進	スポーツ振興課	障がいのある方を中心として構成されたスポーツ団体や障がい福祉サービス事業所などに対し、障がいのある方が運動・スポーツを楽しめる施設として、スペシャルライフコートを紹介し、団体登録及び施設利用を促進する。
2	障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介（新規事業）	スポーツ振興課	新規事業につき、取組内容検討中

第3章 施策展開

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
施設利用者数	登録団体の利用における障がい者の年間延べ利用者数	R5実績373人	検討中	
新規事業につき、取組内容検討中				

第3章 施策展開

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策3 【体験会、教室、イベントの実施】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルクライフコートフェスティバル	スポーツ振興課	障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめる年1回のイベント。 バリアフリー対応の多目的スポーツ施設であるスペシャルクライフコートでパラスポーツを身近に感じ、パラスポーツを「みる」「する」「ささえる」ことへの興味・関心を広げる。
2	パラスポーツ体験会	スポーツ振興課	障がいのある方が運動・スポーツに触れるきっかけをつくるだけでなく、障がいに応じて道具やルールなどを工夫して行うパラスポーツを体験することで障がいのない人も理解を深め、ともに汗を流すことで心のバリアフリー化を進める。
3	障がいのある方の運動・スポーツ教室	スポーツ振興課	障がいのある方が障がいの種類や程度に関わらず、安心して運動スポーツに参加できるよう、個人の特性に合わせた運動・スポーツ（ダンス、サッカー、ライフル射撃など）の教室をスペシャルクライフコートなどで実施する。
4	指定管理者による障がい者向けプログラム	スポーツ振興課	総合スポーツセンター、平野運動場、スイムスポーツセンター、千住温水プール、東綾瀬公園温水プールで実施している障がいのある方を対象に実施している「ヨガ」や「水泳」などのプログラム

第3章 施策展開

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
① 障がい者の 体験参加人数 ② 健常者の体 験参加人数	各体験の総参加 者集	① 237人 ② 2,327人	① 250人 ② 2,500人	① 270人 ② 2,700人
① 参加者数 ② 実施回数	① 各体験の総 参加者 ② 1年間の総 実施回数	R5年実績 ① 736人 ② 1回	検討中	① 1,080人 ② 36回
① 参加者数 ② 実施回数	① 1年間の教 室への総参 加者 ② 1年間の教 室総実施回 数	R5年実績 ① 784人 ② 47回	① 860人 ② 64回	① 900人 ② 64回
実施回数	障がい者向けプ ログラムの年間 実施回数	今年度の予 定数37回	50回	150回

第3章 施策展開

柱Ⅲ 【障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実】

施策1 【障がいのある方への活動支援】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	あだちスポーツコンシェルジュ	スポーツ振興課	障がいのある区民が、気軽に運動・スポーツに取り組むことができるよう、相談窓口を設置する。相談支援のみならず、関係機関との連絡調整や障がい者への普及啓発に取り組む。
2	障がい者スポーツ活動助成制度	スポーツ振興課	障がいのある区民の方を対象に、運動・スポーツの機会の拡大・スポーツ活動の継続化を目的として、運動・スポーツ活動にあたり生じる経費の一部を助成する。 スポーツ用品の購入代金やサークル等へ所属するために支払う会費、活動場所への移動にかかる交通費などが対象。
3	障がいのある方への移動サポート制度（協議会で検討）		新規事業につき、取組内容検討中

第3章 施策展開

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
障がい者が運動・スポーツに気軽に参加できる事業数	① 障がい者が気軽に参加できる運動・スポーツプログラムの提供数 ② 参加者数	R5実績 ①20 事業 ②9人	検討中	①40 事業 ②40 人
助成金交付件数	一年間に助成金を交付した件数	R5実績 235件	300 件	—
新規事業につき、取組内容検討中				

第3章 施策展開

柱Ⅲ 【障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実】

施策2 【支援人材の育成】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	初級パラスポーツ 指導員養成講習会	スポーツ 振興課	日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者制度に基づいた講習会を開催する。受講修了者のうち希望する方は「パラスポーツ指導員人材バンク」に登録する。
2	支援人材への協力 依頼	スポーツ 振興課	「パラスポーツ指導員人材バンク」登録者に区主催パラスポーツイベント等のボランティア協力要請を依頼する。

第3章 施策展開

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
初級パラスポーツ指導員登録者数	講習終了後に実際に資格の登録を行った人数 (累計)	2 1 3 人	2 2 3 人	2 3 0 人
件数	支援人材への協力要請件数	R5実績 21件	2 4 件	2 8 件

第3章 施策展開

柱Ⅳ 【健全者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進】

施策1 【体験会、イベントの実施】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルライフコートフェスティバル（再掲）	スポーツ振興課	障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめる年1回のイベント。バリアフリー対応の多目的スポーツ施設であるスペシャルライフコートでパラスポーツをより身近に感じ、パラスポーツを「みる」「する」「ささえる」ことへの興味・関心を広げる。
2	パラスポーツ体験会（再掲）	スポーツ振興課	障がいのある方が運動・スポーツに触れるきっかけをつくるだけでなく、障がいに応じて道具やルールなどを工夫して行うパラスポーツを体験することで障がいのない人も理解を深め、ともに汗を流すことで心のバリアフリー化を進めます。
3	総合型地域クラブオリパラレガシー事業	スポーツ振興課	誰もが日常的に運動・スポーツをできる場として、各地域の施設を拠点に区民が中心となり自主的・主体的に活動する総合型地域クラブとの連携を通して、身近な場でパラスポーツに触れる機会を提供し、障がい者理解の促進を図る。
4	スポーツ推進委員によるパラスポーツ体験会	スポーツ推進委員	地域における様々な運動スポーツ活動に協力し、指導・助言や普及・啓発を行うスポーツ推進委員が、地域の団体や学校からの要請を受けてパラスポーツの体験会などを実施する。

第3章 施策展開

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
① 障がい者の 体験参加人数 ② 健常者の体 験参加人数	各体験の総参加 者を集計	① 237人 ② 2,327人	① 250人 ② 2,500人	① 270人 ② 2,700人
① 参加者数 ② 実施回数	① 各体験の総 参加者 ② 1年間の総 実施回数	R5年実績 ① 736人 ② 1回	検討中	① 1,080人 ② 36回
回数	パラスポーツ体 験等委託事業の 総実施回数	R5年度 実績 38回	検討中	
—	—	—	—	—

第3章 施策展開

柱Ⅳ 【健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進】

施策2 【学習機会の提供】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	学校訪問型パラスポーツ体験事業	スポーツ振興課	区内全小学校を対象としたパラスポーツの体験授業を実施する。単に競技ルールを覚える授業ではなく、パラスポーツを通じた障がい者理解について学び、児童が将来の共生社会実現のための担い手となっていくことを目指す。

第3章 施策展開

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
実施回数	全小学校を対象に実施した回数	6 7 回	6 7 回	6 7 回

第4章 資料編

1 関係法令

(1) スポーツ基本法

(前文抜粋)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条第5項 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(2) 障害者基本法

(地域社会における共生等) 抜粋

第三条 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、～社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第4章 資料編

2 関連する国等の動向

(1) スポーツ基本法の制定（平成23年）

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」で始まる我が国のスポーツの推進のための基本的な法律として平成23年に制定されました。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを示し、基本理念の中で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記するなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 第3期スポーツ基本計画（令和4年）

令和4年に、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

同計画では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「スポーツをつくる／はぐくむ」「あつまり、スポーツをともにやり、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要になると考え、特に重点的に取り組むべき施策として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進」を掲げています。

(3) 東京都スポーツ推進総合計画（平成30年）

東京都は「東京都スポーツ推進計画（平成25年3月策定）」及び「東京都障害者スポーツ振興計画（平成24年3月策定）」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための計画として、平成30年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。同計画は「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、都民の誰もが、スポーツを心から楽しんでいることを基本とし、スポーツが諸課題の解決にも大きく貢献している「スポーツ都市東京」の実現を目指すこととしています。その実現のため、スポーツを通じた「健康長寿の達成」「共生社会の実現」「地域・経済の活性化」を具体的な政策目標として掲げ、達成に向けて取り組んでいます。

第4章 資料編

(4) 国際スポーツ大会の東京開催（令和7年）

令和7年（2025年）に「東京2025世界陸上競技選手権大会」、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が決定しました。

世界陸上競技大会は陸上競技におけるオリンピックに並ぶ世界最高峰の大会で、東京が開催地に認定されるのは34年ぶり、日本開催は通算3回目になります。国立競技場をメインに49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）が実施される予定で、みるスポーツとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承することが期待されています。

デフリンピックは、ろう者（英語でデフ「耳が聞こえない」という意味）による国際スポーツ大会で、日本で初めて開催され、足立区では東京武道館にて柔道、空手の2種目が開催されます。大会ビジョンとして「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会と繋ぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現」を掲げています。この大会を契機に、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しめる共生社会への貢献が期待されています。

3 区のスポーツ施設

次回以降まとめます

4 アクションプラン策定の経緯
